

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第37号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則（平成25年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
社会福祉施設等	記録等	社会福祉施設等	記録等
1・2 略		1・2 略	
3 児童厚生施設等（児童福祉法第7条第1項の児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。）	略	3 児童厚生施設等（児童福祉法第7条第1項の児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。）	略
3の2 一時保護施設	<u>(1) 施設の運営に関する記録</u> <u>ア 業務日誌</u> <u>イ 入所している児童（以下この項において「入所児童」という。）の処遇に関する苦情の内容及び当該苦情に対する対応の記録</u> <u>(2) 職員に関する記録</u> <u>ア 職員名簿及び履歴書</u> <u>イ 職員の健康診断の記録</u> <u>ウ 飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録</u> <u>(3) 入所児童に関する記録</u> <u>ア 入所児童の氏名、生年月日等の記録</u> <u>イ 入所児童の健康診断の記録</u> <u>その他保健に関する記録</u>		
4 保護施設	略	4 保護施設	略

5・6 略

5・6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。